

65歳以上の方の

介護保険料の納付について

65歳以上の方へ「介護保険料のお知らせ」を7月中旬に郵送します。お知らせには、今年度の年間保険料額、所得段階区分、納付期限などが記載されていますのでご確認ください。

介護保険料について

介護保険料は、前年の所得によって段階別に決定します。本人も家族も市町村民税が非課税の場合などは、保険料が基準額より低くなります。

令和元年度の介護保険料は下表のとおりです。

- ◇月額 5,480円
- ◇年額 65,760円

保険料の納付について

介護保険料の納付は、年金からの天引きによる「特別徴収」と、納付書または口座振替による「普通徴収」があります。納付方法は選択することができません。

保険料の納付方法や納期限について詳しくは、次ページをご覧ください。

なお、前年度と所得段階が変更になった方などは、8月以降の年金から天引きする保険料額を変更する場合があります。

※昨年度65歳になられた方や、他市町村から転入された方などは、年金からの天引き開始時期がそれぞれ異なります。開始時期までは、納付書または口座振替（普通徴収）での納付になります。

保険料の減免制度

災害や低収入などの事情で保険料の納付が困難な場合には、減免制度がありますので、高齢介護課にご相談ください。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.350	23,020円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.595	39,130円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.725	47,680円
第4段階	世帯の誰かが市町村民税課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.83	54,590円
第5段階(基準額)	世帯の誰かが市町村民税課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	65,760円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	75,630円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.35	88,780円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.65	108,510円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.80	118,370円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	2.00	131,520円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	2.10	138,100円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.30	151,250円

※第1、2、3段階の保険料は、公費(国・県・市)を投入し、保険料率を引き下げて保険料負担を軽減しています。

給付制限について

介護保険事業は、介護保険被保険者の方に、納めていただいた保険料で運営していただきます。災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納している場合、滞納期間に応じて次のような給付制限を受けることになります。

滞納期間	給付制限
1年以上の滞納	介護費用をいったん全額自己負担しなければ、サービスが受けられなくなります。申請により後から介護保険給付分が戻ってきます。
1年半以上の滞納	一時的に給付の一部または全部を差し止められます。
2年以上の滞納	サービスを利用するときに、未納期間に応じて、自己負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

問い合わせ

高齢介護課 ☎0649